

周波数オークションに関する懇談会（第13回会合）議事要旨

1 日時

平成23年11月2日（水） 10時00分～12時00分

2 場所

総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（メンバー：50音順、敬称略）

大谷和子、鬼木甫、服部武、林秀弥、藤原洋、三友仁志、森川博之、山田澤明、吉川尚宏

（総務省）

松崎総務副大臣、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総合通信基盤局総務課長、竹内電波政策課長、内藤企画官

（事務局）

電波政策課

4 配布資料

資料13-1 事務局説明資料

資料13-2 周波数オークションに関する懇談会 報告書（骨子）

資料13-3 報告書（骨子）に対する鬼木構成員意見

参考資料13-1 周波数オークションに関する懇談会（第8回会合）議事要旨

参考資料13-2 周波数オークションに関する懇談会（第9回会合）議事要旨

参考資料13-3 周波数オークションに関する懇談会（第10回会合）議事要旨

5 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局説明

○ 事務局から、資料13-1、13-2に基づき説明が行われた。

(3) 鬼木構成員発表

- 鬼木構成員から、資料 13-3 に基づき説明が行われた。

(4) 質疑応答・意見交換等

(三友座長)

- ・ まず、制度の導入目的のところ、鬼木先生のご意見は、電波は国民共有の資源であるから第一義的には国民全体の所得に帰属すべきであるということである。おそらく草案に書かれている事の意味もほとんど変わらず、この時勢で特別会計ということは考えにくいので、基本的には一般会計であるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 電波資源から生ずる収入については、前々回多賀谷先生が述べたように、電波そのものは空気と同じように誰かに所属しているものではないので、公有ということになる。また、国が管理をしているという考え方の延長では、国の財源ということになるが、電波の監視管理という役割を重視するのであれば、特定財源ということも理屈上ありうる。また、同じような理屈で一般会計という形にもなりうるので、それは一つの考え方の整理の問題と理解している。

(服部構成員)

- ・ 制度の導入目的に関しては、原案の後段を大きく分けると3つで、電波の有効利用の推進、手続きの透明性・迅速性の確保であり、今までの比較審査に対してオークションというのはここが一番重要なポイント。それに付随して市場競争推進、イノベーション、それからオークションによって得られる資金を国の財政収入等に含めて還元することが挙げられる。その財源をオークションによって確保するという考え方は、当初アメリカやヨーロッパであったが、それが主体になると非常に歪む可能性があると思う。基本的に制度の導入目的は透明性確保で、この収入をどう利用するかは、後の方で払込金をどう活用するかというところで議論するので、制度導入の目的としては今の原案の方がよいと思う。鬼木先生の第一義的に国民全体の所得に帰属されるものというのは、導入目的というよりは払込金をどのように活用するかというところで明確にすればいいのではないかと。

(土井構成員)

- ・ 資料 13-2 の3ページの有効期間のところ、原則として5年以内と書いて

であるが、先程の第4世代の制度イメージという資料では有効期間は10年から15年の範囲内で設定と書かれている。この差は何か。

(事務局)

- ・ 第4世代の制度イメージで書いている期限というのは、落札者が無線局免許を申請できる法的地位の期間という事になる。例えば第4世代の法的地位を10年とすると、10年間は免許申請が自由にできるということになる。骨子本文に書かれている原則5年以内というのは無線局免許の期間であって、現状では無線局免許は5年で免許期間が切れて再免許になる。つまり、前者は法的地位の期間で、後者は無線局の免許期間ということである。

(服部構成員)

- ・ 今の話で、免許の有効期間が従来は原則として5年というのはわかるが、法的地位を得た時に再免許を含めた形でその後の更新というものが考えられるから、そういう意味ではオークションの場合の無線局の免許期間と法的地位の有効期間を合わせたほうが理解しやすいのだが、分離したほうが良いという理由があるのか。

(事務局)

- ・ 法的地位の場合は15年というような長期間に設定しても問題ないと考えているが、仮に長期間の免許期間を認めた場合、その間に技術が進歩するので、技術の現状と見合わなくなる可能性がある。そういう意味で免許期間は5年以内でとどめるのが一つの考え方ではないか。

(大谷構成員)

- ・ 1ページの導入目的の第3パラグラフにおいて、「落札者の払込金を回収するため」という言い方が目的の欄に掲載するのがあまり適切でないという印象を受ける。落札者にとっては、払込金を含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うような効果が期待できる、というニュアンスに書き換えられないかと思っている。言いたい内容がストレートに書かれているため、言い回しを工夫していただければと思う。

(三友座長)

- ・ 電波をより効率的に利用するインセンティブが働くという内容だと思うので、事務局の方で表現を適切に変更していただければと思う。

(鬼木構成員)

- ・ 先ほどの服部構成員に対する説明で、3ページの有効期間の3番目のパラグラフで、現行では原則として5年以内であることは分かる。他方オークションの場合には、落札者側の法的地位の期限に終期を合わせると書いてある。したがってオークションで落札した場合、例えば法的地位の有効期間が10年とすれば、それに免許を10年にして合わせることになると思ったが、どうなのか。

(事務局)

- ・ 仮に法的地位が10年の場合に、法的地位の期限間際で免許申請があった場合には実質15年使えるような形になると法的地位を10年と区切った意味がないので、10年後には法的地位の期限間際で免許申請があった無線局の免許の有効期間も切れるという趣旨で本文は書いてある。

(鬼木構成員)

- ・ そうすると、オークションの法的な移行期間が10年とすれば、免許の有効期間は5年で、5年経ったところで再免許して次の5年で、それが10年にびったり合うという事がありえるということか。

(事務局)

- ・ そういうこともありうる。

(鬼木構成員)

- ・ この文章を普通に読めば免許の有効期間についてはこれに合わせてと言っているので、オークションの場合の無線局の免許期間は最初から10年の免許を与えるように読める。

(三友座長)

- ・ ご指摘もあったので、書きぶりをもう一度検討して欲しい。

(山田構成員)

- ・ 4ページの4番で、国際会計基準を踏まえ云々とあるが、国際会計基準は固有名詞であり、それへの準拠は先送りされるという話もある。この文章を読むと国際会計基準を踏まえ、更に我が国の会計基準を踏まえ、という印象にも取れるので、表現を正確にした方がよい。わざわざ国際会計基準という言葉を使わず、「会計基準に照らして」くらいの方がよいのではないか。

- ・ その次の税務会計上の取扱い云々というのは具体的にはどういう意味か。

(三友座長)

- ・ 最初の指摘の点は固有名詞であるというようなご指摘もあったので、必要があればその部分は適切に修正をしていただければと思う。

(事務局)

- ・ 後者については、以前大谷構成員からも指摘があったが、税務会計上企業が決算を発表する際に仮に有期で償却した場合、それが会計上の基準の年限と税務上異なる例も世の中に多くあるので、周波数オークション制度を導入するのであれば、事前に調整を行い、後は企業がそれを採用するかどうかは各事業者の選択であるという意図でこのように書いている。

(吉川構成員)

- ・ 資料 13-2 のオークション収入の用途についてだが、前回の事務局の草案にあった「既存免許人等の周波数移行費用」の部分は残したほうが良いと思う。先ほど資料 13-1 で説明があった 900MHz の話についてだが、もし既存免許人のいる周波数帯について、周波数移行と併せてオークションを実施する場合、2回オークションをやらなければならないことになる。つまり、移行費用を捻出するオークションをまずやって、更に周波数帯が白地になった後にも周波数オークションを実施することになる。今年成立した電波法で導入された、オークションの考え方を取り入れた周波数再編のスキームは、私には持続可能性があるものとは思えない。将来的には、既存免許人が周波数帯を移動するために必要となる経費もオークション収入から捻出すべきだと思っているので、そういう意味では先週の事務局の草案の方が良いと思う。

(事務局)

- ・ オークションを円滑に実施するための必要経費の中には、吉川構成員が言われた既存の免許人の移行費用も含まれてくると思うが、骨子案のレベルでは表現を丸めて、「等」の中に入れてしまった。本日の議論を踏まえてその辺りは適宜表現を調整していきたい。

(三友座長)

- ・ 周波数移行に要する費用等が発生する場合に、その費用をオークション収入から捻出する可能性を残しておくという書き方もあるのではないか。そこはもう一度検討して、問題がないようであれば書きぶり考えて欲しい。

(藤原構成員)

- ・ 今の件で一つ質問したい。移行費用は当事者間で授受されるという可能性もあるという趣旨で除外したのか、それとも国庫にいった後に支払いを行うという考えなのか。

(事務局)

- ・ 今回の周波数再編では当事者間で移行費用を授受することになるが、このやり方のほうが効率がよいというのが実態としてある。
- ・ 国を間に挟む場合、一度国庫収入に繰り入れた上で、予算要求をすることになる。したがって当事者間で経費を授受するより1年くらい余計に時間がかかる可能性がある。

(鬼木構成員)

- ・ 先ほど、電波資源から生じる収入は国民全体の所得である旨を書いたほうがよいと述べた。これについて服部構成員から、導入目的ではなくて収入の用途に関連するという意見があった。私の意見は、収入の帰属先とその用途は別の事項であり、したがっていきなりオークション収入の用途を述べる前に、収入の帰属先つまり誰のものであるかを明らかにすべきであるという意味である。帰属先の明示は私の修正案のように冒頭1.の箇所でもなくとも、5.の収入の用途の箇所でもよいので検討していただければと思う。

(三友座長)

- ・ ここは色々書き直しが必要になってくると思うので、今いただいた意見を踏まえながら修正をお願いしたい。

(土井構成員)

- ・ 細かいところで恐縮だが、オークション収入の用途の第2パラグラフでは、「ICT振興に充てることにより電波利用者に利益を還元する」という一文を最初に持ってきて、そのあとに「国民全体に還元する」という一文を入れている。ICTの振興に充てるということがそのまま国民全体に還元することになると私は理解しているのだが、この書き方だと国民全体という言葉と電波利用者という言葉の意味するところが異なるように思われかねない。ここは、「ICTの振興に充てることのほか、国の財源として、国民全体に還元することが適当である」という文言の方がふさわしいように思う。

(事務局)

- ・ 鬼木構成員からの指摘にもオークション収入は国民全体のものであることを明記すべきとあるので、書きぶりを調整したい。

(服部構成員)

- ・ 収入の性格付けは多賀谷先生のプレゼンにもあった通りで2つある。振興に充てるというのはある意味で特定財源的な性格で、一方で国の財源というのはある意味で一般財源という性格で、このように2つに分けられていて、いずれもある意味で最終的に国民全体に還元するということなので、「ICT振興に充てることにより」と表現したときに、それはICTとして特定財源に全部を課させているという意味合いが強くなりすぎる。そこは性格付けとして少し違うところがあるので、このような書き方が望ましいかなとは思う。

(藤原構成員)

- ・ 先ほど、鬼木構成員から指摘があったことについて質問したい。所得という言葉には、自ら稼いだ金銭や経済価値という意味が含まれると思う。今まで電波利用料にはこのようなコンセプトは入っていたのか。

(事務局)

- ・ 現在の電波利用料は、無線局免許人全体の受益を目的とした共益費用ということで、事務処理を迅速に行うためのデータベースの運営経費や電波の監視経費等より、電波の利用環境を良くしてより電波を使いやすくするという観点から必要な費用に充てられている。したがって、国民共有の財産や収入というよりも、マンションの共益費用に類似したものと言える。これ以外にも、無線局を開設するための申請手数料など、事務処理を行うための費用として徴収しているものもある。

(鬼木構成員)

- ・ 今の例でいうと、マンションという財産、あるいはマンションを建てる土地という財産に電波が対応するとして、オークションで電波の利用権を20年間与えた場合を考えて欲しい。利用権に対する代価は、土地の場合は土地定期借地権の代金、電波オークションの場合はオークション収入ということになる。土地の場合、代価は土地の持ち主のところに入る。電波の場合、電波の持ち主が国民なので、私は国民全体の懐に入るべきだと思っている。
- ・ 次に、管理費用について考えると、マンションの場合だと管理組合の共益費、土地の場合だと不動産業者の管理費などが考えられる。現在の電波利用

料が今掲げた狭い意味の管理費用の枠内に留まっているか否かについて私は異論があるが、ここでの議題ではないと思う。

(大谷構成員)

- ・ オークション収入の用途についてだが、オークション収入が誰に帰属するのは鬼木構成員の提案をもちろん考慮に入れる必要があるが、どのような法案になるのかによっても左右されると思う。先ほど土井構成員が言ったような表現はできるだけ取らない方がいいというのが私の個人的な考え。
- ・ 最終的に利益が電波利用者ないしはその nearly equal としての国民全体に還元されるという仕組みに異論を唱える人は誰もいないと思うが、利益の還元や配分の仕方を誰が意思決定するのかという時に、一般会計的に考えるのであれば国会の議論を経てということになる。一方、ICTの振興を表に出すと、なんとなく関係者が意思決定すると読めてしまうと思うので、最終的な利益の還元先は明示する必要があるのではないか。
- ・ 例えば、ICT振興を通じて国民全体や電波利用者全体に行き渡るような形を目指すということの明言を避けることによって、使い道や配分の仕方を誰が決定するのかを深読みされることが望ましいと思う。この部分は書き方によっては総務省の省益になるような表現に捉えられかねないので、ここでの議論が誤解されてしまうことが懸念される。土井構成員の提案と考え方の基礎は同じだと思うが、ここでの表現は相当気をつける必要がある。

(土井構成員)

- ・ 大谷構成員がご指摘されたとおり、私も財源の問題のところで誤解を生むような表現は控えるべきだと考えている。他方で、国民全体が電波を有効に使い、ICTをきちんと振興していかなければ立ちいかない面もあるので、そこは上手に書いて欲しい。したがって、大谷構成員の話や先ほどの服部構成員の話に異論はない。考え方の基礎は同じだと思う。

(三友座長)

- ・ 利害が絡むところもあるので、この部分は非常に難しいところ。懇談会としてはなるべく中立的に表現をしたいということだと思うので、表現を工夫して欲しい。

(服部構成員)

- ・ 制度の導入目的に関して構成員から色々意見があったが、その通りだと思う。最終的には国民全体に還元するということが、明示的に表現したとき

にそれが逆に問題を生むということであれば、もう少し柔らかい表現もあり得る。

- ・ ICTの振興は非常に重要だと思うので、その点は何らかの形で残されるようなことを期待したい。
- ・ ICTの振興は日本の国際競争力の観点からも是非、考えていただきたい。最初に国民の所得という言葉を押し出すのは少し強すぎると思うので、あまり方向性を絞った書き方にならない方がいいと思う。

(三友座長)

- ・ 今の指摘は大変重要だと思うので、誤解の生じないような表現をお願いしたい。

(林構成員)

- ・ 書きぶりの修正ではないが、確認的な質問をしたい。
- ・ 資料 13-2 の公正競争の確保の2段落目のところについて、複数の事業者が同じ企業グループに属してはいるが、別の法人格を持っているような場合にもその事業者グループは制約なく入札できるのか。それとも、資本関係にあるものと捉えて入札資格を制限するのか。持株会社を核にした資本的結合の柔軟化や、連結決算制度の導入をはじめとしたグループ法制の整備が行われた結果、グループ経営の考え方が主流になっていることに照らすと、どちらの考えを取るのかによって公正競争の捉え方もかなり変わってくると思うのでこの点について確認したい。
- ・ もう一つは地位の取り消し等の措置について、仮に地位を取り消した場合、その後どうすることを考えているのか。例えば再オークションをするのか、あるいは事業譲渡による地位の承継を認めるのかなど、シミュレーションを現段階で行うのはなかなか難しいと思うが、考えを伺いたい。
- ・ もう一点、ネットワークの他の事業者への開放についてうかがいたい。ネットワークの開放と、公正競争の確保のところで掲げられている、保有する周波数の上限の設定と新規事業者枠の設定、という二つの措置の間には公正競争の促進という趣旨で共通する部分が少なくないと思う。ネットワークの開放と新規事業者枠の設定を重畳的に行うか、選択的に行うか、あるいは両方とも実施しないかは、重要な政策判断だと思うが、いかなる措置を今後行うかは、制度の国際的整合性や今後の競争状況を見た上で、慎重に判断するというのでよいか。

(事務局)

- ・ 一の者の中にグループ企業が含まれるかというのは市場の状況をどのように捉えるかによって変わってくると思う。仮にグループ企業全体として見たときに非常に大きな市場支配力を持っているということであれば、オークションの制度設計にあたってグループ企業全体として見て一の者と捉えることになる。
- ・ 地位の取り消しについて、取り消しを受けた者はそれなりの理由があって処分を受けているので、獲得した周波数を自由に売買できるということは想定できない。少なくとも何かの制限に服することになると思う。
- ・ 公正競争の確保の話と他事業者への開放の件について、どちらも公正競争促進の為の有効な手段だが、オークションの制度設計という意味では一の者の入札可能な周波数幅に上限を設けることや新規事業者のみが入札できる枠を設ける方が、市場の競争状況を考慮した制度設計になじみやすいのではないか。

(林構成員)

- ・ 最後のところなのだが、事前の新規参入促進枠を用意することによって競争の推進が十分に確保され、市場競争が活性化されるのであれば、ネットワークの開放の義務づけというのは、その後の政策判断として実施しない場合もあるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 両方やらないという選択肢も含め、オークションの制度設計の際に事前に入札者に対して情報提供を行うことになる。

(服部構成員)

- ・ 6ページの(6)のエリアカバー率の義務づけのところで、人口カバー率というのは役場をカバーすればそのエリア全体の100%をカバーしたというのが現在の定義である。当初はこの定義でよかったのかもしれないが、状況が変わってきているので、今の時点で明示的に「エリアカバー率の達成」というのは縛りが強い。もうすこし弾力的に考えるとすれば、人口カバー率「等」として今後の色々な達成率というものをどのように評価するかというのを書かなければいけないのではないか。
- ・ しかも、3GHzあるいはもっと周波数が高くなってくると、当然都市を中心としてカバーしながらトラフィックの高いところを吸収する、トラフィックオフロードを含めたネットワークの構造に変わっていく可能性が十分あ

るので、一律的に全国あるいはエリアということ指定するのは、今後の状況を考えると適切ではない。

(事務局)

- ・ 移動通信システムのエリアカバー率、人口カバー率については、服部構成員から指摘のあった通りで、短い時間で集計する場合には市役所等の所在地をカバーしていればその市町村をカバーするものとみなすという簡便な方法をとることもあるが、実際のエリアカバー率を我々が詳細に調査する際には、1km メッシュ、500m メッシュで算定するという手法をとっている。そういう意味で、確かに第4世代のシステムは比較的高い周波数帯を使用することになるので、単に従来型の人口カバー率の考え方を採用した場合には実態と乖離が生じる恐れがある。
- ・ どういう調査方法で、どういう数字を意味のある形で設定するかということだが、個々のオークションを実施する際の際の要綱を定める際に意味のある形で設定することが必要だと思う。

(吉川構成員)

- ・ 二次取引制度について、この草案では現行の電波法制度で認められている事業譲渡に伴う地位の承継については認めることになっているが、逆にバブルを防ぐ意味でも流動性は高めた方がよいのではないか。前回の懇談会ではマネーゲームに対する危惧があったが、流動性を高めておいた方がマネーゲームは逆に起こりにくくなる。マネーゲームを防ぐために先ほど鬼木構成員が言われた人口カバー率を義務付ければよいという案に私も賛成。その上で、事業譲渡以外の選択肢としてのオプションがたくさんあったほうが、結果的に電波の有効利用や、マネーゲームなどのバブル的状況の防止につながるのではないかと思う。詳細な制度設計の段階でまた議論すればよいと思うが、今の段階では選択肢をもう少し残してもよいのではないか。

(林構成員)

- ・ 鬼木構成員の提案はたいへん興味深かった。事業不振等の理由から行われる他社への有償譲渡は基本的に認めることが望ましいとしているが、事業不振を招くというのは、ある意味、事業計画の甘さに由来する部分もあるのではないか。そうすると、無制限に二次取引を認めてしまうと事業者が甘い事業見通しで安易に入札に参加するという懸念は払拭できないのではないか。

(鬼木構成員)

- ・ 質問の趣旨を教えて欲しい。

(林構成員)

- ・ 事業不振というのはある意味で、事業者の当初の事業計画がうまくいかなかった結果ともいえるわけだが、その背景には経営見通しの甘さが指摘できる場合も少なくないと思う。そのような場合、見通しの甘い事業計画に基づいて入札を行い、その結果やはり事業不振となってしまったという意味で、事業不振も当該企業の自己責任といえるのではないか。

(鬼木構成員)

- ・ 当初から事業不振が予見できるにも関わらず、オークションで入札・落札し、やはり事業不振に終わった場合他に転売する恐れがあるということか。

(林構成員)

- ・ 結果として事業不振に陥ったとすれば、それは事業者の責任だと思う。

(鬼木構成員)

- ・ 事業の結果がどうなるかということは誰にも分からない。最初から事業不振になろうと思って計画を立てる事業者はいない。しかし、ビジネスの世界にはもちろん成功例、失敗例ともにたくさんあるわけなので、全て成功するということは保証できない。最初の見込みが外れてうまくいかないことはいくらでもある。
- ・ 最近のケースとしては、米国のクアルコムがオークションで入手した周波数帯によるマルチメディア放送事業がうまくいなくて、AT&Tに周波数を譲渡したことがある。この場合、もし米国で周波数譲渡を事業譲渡を伴う場合に制限していたならば、クアルコムとAT&T間の取引は成立しなかったかもしれない、あるいは成立はしても（本来不必要な）事業譲渡をめぐる交渉の必要から余分な手間と時間がかかったであろうと考えられる。
- ・ なおクアルコムがAT&Tに譲渡したときに確かにキャピタルゲインはあったと思うので、この譲渡がクアルコムによる意図的な偽装ではなかったという証拠はないかもしれない。しかし、最初にオークションで他と競争して落札しているのでそれ相応のお金を支払っている。2年間事業展開をして、見込みがつかないから他に売れる場合、事業を展開していた期間に電波の価値そのものが上がった結果、キャピタルゲインを手に入れるという事は容認するのではないかと思う。もちろん、キャピタルゲイン自体がよくないとい

うことであれば、譲渡税等の手段でゲイン分を政府に引き上げればいいわけで、そこは実際の制度設計次第。

(林構成員)

- ・ 先ほどの私の質問は、自由な転売可能性を認めることが、事業計画の見通しの甘さに起因する安易な応札への事前のインセンティブを作り出すきっかけとなるおそれはないか、というもので、二次取引制度の存在それ自体を最初から否定する趣旨ではない。私の懸念は、二次取引の流動性が、もし事業に失敗しても、そのときはいつでも二次取引市場で譲渡すればよいから、とりあえず入札して周波数だけは確保しておこう、といった誤ったメッセージを与えるものであってはならないのではないか、という点にあり、そうならないためにも、電波があくまで国民共有の有限資産であるという見地から責任ある事業者に最大限有効活用してもらえるよう、相当慎重かつ周到に二次取引の制度設計をしなければならないのではないかと。ただ、鬼木構成員の主張の趣旨は理解した。

(服部構成員)

- ・ 今の林構成員の懸念には、二次取引をあまり制限を付さずに自由度を与えてしまうということを考えていると思うのだが、現時点では当面は現行制度で行われている事業譲渡というある程度の縛りで、今後具体的に色々な状況が起きればその都度考えていくというような記述が望ましい。

(山田構成員)

- ・ 二次取引について、私は電波法制度を細かく見ているわけではないが、事業譲渡の範囲は広いのではないかと考えている。つまり、会社そのものを売らなくても事業を売ればいいわけなので、意外に広い範囲ではないか。全体の書きぶりとして、二次取引は相当制限していくという書き方と、通常の実業譲渡等で行える範囲で認め、投機的なものについては排除するという書き方がある。現在の順番で書いた場合、ネガティブな印象が強すぎると思う。事業譲渡の範囲というのは柔軟に幅広く運用できるのではないかと私自身は感じているので、その辺りが表現の落としどころだと思う。

(事務局)

- ・ 現行制度でも事業譲渡や合併の際には承継を認めている。携帯電話、ブロードバンド等のさまざまな分野に事業展開している事業者もいるので、別の事業を別の周波数でやっていて、免許もきれいに分かれているという場合、

これはひとつのセグメントとして独立した形になるので、分割を認めやすい。ケースバイケースで、どういう部分を分割して承継するのか個別に許可することになる。直近の例ではウィルコム、少し前だとボーダフォンのケースがある。こういった場合に、きちんと整理され、許可を得ていれば手続的には問題ない。オークションで落札した事業者についても、手続をきちんと踏んでいけば問題ないということだと思う。指摘のとおり、もし今の案がネガティブに取れるということであれば、書きぶりを検討したい。

- ・ 問題となるのが、端末上でさまざまなサービスが展開されており、それを事業として分割して運営しようとした時に、技術的なサービスの検証、免許の運用とか無線局の運用などの部分がきちんと自立性をもってやっていけるのか、それが分割の際に担保できるかといったところ。いずれにしても、そういう点を個別に判断することになる。

(三友座長)

- ・ 二次取引市場を作ることは経済学的に意味があることだと思う。吉川構成員、鬼木構成員が言われた意味での利点もそうだが、一方で一次市場に周波数オークションを通じて市場原理を導入しても二次市場で競争的でない取引が行われる可能性も捨てきれない。
- ・ 市場のプレイヤーの中に結託などの意図を持った者がいた場合、制度が悪用されるおそれが払拭しきれないと思う。
- ・ そこが払拭できれば二次市場があってもいいと思うが、現時点で完全に払拭できる制度設計はできていないと私自身は思っており、その点では林構成員や服部構成員が指摘した内容に近い。
- ・ 構成員からの指摘を踏まえて、書きぶりを少し検討してほしい。二次取引自体を今どうこうしようという結論にはならないと思うので、将来に向けての制度設計のなかでどう考えるかを検討していただくというくらいの書きぶりになるのではないか。

(鬼木構成員)

- ・ 一言感想を言わせてもらおうと、一般に新しい物事は試みるに値するのではないか。もしうまくいかなければ後に修正すればよい。最初から尻込みして新しいことをやらないのでは発展の可能性はゼロに近くなってしまう。マイナスの点だけ強調して、全体の試みを踏み出さないのでは、産業や社会の進歩自体がなくなってしまうのではないか。このことは電波やICT分野にかぎらず日本社会全体の問題だと思うが、日本のGDPが長年ほとんど成長していないというのもこのように消極的な行動が支配的な社会構造では仕方な

いと思う。

(三友座長)

- ・ 鬼木構成員の指摘については今後に活かしたい。
- ・ 他のところに意見があれば。全体を通してでも。

(吉川構成員)

- ・ 今後周波数オークションの対象となる周波数について、おそらく4Gが一番やりやすいということが背景としてあると思うが、他の周波数帯が対象となる可能性を全く排除してよいのか確信が持てない。今年の9月に発表された周波数再編のアクションプランを見ると、今後空く周波数がいくつかあるとされている。それらを精査したとしても、オークションの対象となる初めての周波数帯は4Gであるという理解でよいのか。

(事務局)

- ・ 周波数再編のアクションプランで掲げたいいくつかの周波数帯について、具体的な検討、調整のうえでオークションの対象としてふさわしいのかどうかを検討するということになる。現時点では、実際にどういう共用の可能性があるのかを技術的に確認している段階なので、それを受けてということになる。

(吉川構成員)

- ・ 4G以外もオークションの対象となる可能性があるという理解でよいのか。

(事務局)

- ・ 未来永劫4Gしか対象でないということではない。いま行っている検討の結果に左右されることになる。排他的に使えるような周波数の共有が可能なのかということ等を把握する必要がある。例えば関東地区で、極めて限られたカバー率しか実現できないような周波数をオークションにかけて、落札者に排他的な地位を与えても、あまり経済的なメリットがない可能性がある。したがって、周波数再編のアクションプランで出したものは、全てオークションにかけられるようなきれいな状態で空いているということではないので、どこまで使えるのか、どういう使い方が可能なのか、という検討の結果を見ながら考えていくことになる。

(三友座長)

- ・ 今後法案作成プロセスに移る際に、具体性がないと法案として出しにくいという面もあると思う。したがって、現時点で第4世代が非常に確度の高いものであるため、それをここでは対象として考えているという理解だと思う。他のものを全く否定するというわけではないのではないか。

(鬼木構成員)

- ・ 現在の草案では4Gの免許人選定「から」周波数オークションを実施するという文章になっているので、素直に読めば少なくとも4Gの周波数オークションが1回終わるまでは他のオークションはしないということになるのではないか。4Gが終わらなければ他のオークションができないという文章では構成員の理解と違っているのではないか。

(服部構成員)

- ・ 新しい制度としてオークションを導入するというので、当初色々な周波数帯の可能性を議論したが、まず具体的なターゲットがはっきりしないとオークションの制度設計ができないという意味で、まず4Gをやってみようというところが共通のコンセンサスだと考えている。したがって、まず4Gの検討をきちんと行なって、それ以降新しい周波数帯でオークションを実施する可能性があれば、4Gでの検討を踏まえた形で段階を踏んでいくことが重要。そうしないと振り出しに議論が戻ってしまう可能性もある。制度設計では諸要素を考慮しなければならず、対象となる周波数帯や周波数帯の用途が変われば必然的に条件も変わってくる。
- ・ オークションを実施するという意味で、この周波数帯から実施していくということについてはこの文面通りでよいのではないか。ただし、他が全くないというわけではない。今後どのように取り扱うかは、状況の変化に応じて議論することになるのではないか。

(藤原構成員)

- ・ 諸外国では3Gで本格的に周波数オークションが導入されるようになった。また、日本では3.9Gに関しては700/900MHz帯の配分で実情に即したやり方を採用したと思っている。そして、この草案の導入目的にイノベーションの促進と国際競争力の強化という項目が挿入されているので、その観点から考えたときに、4Gをフォーカスするというのはシンボリックな意味からこの懇談会の大きな成果と言えるのではないか。他の帯域が出てくる場合というのは、「から始める」と書いてあるので、十分手当てできるのではないか。

(三友座長)

- ・ 構成員の思いは変わらないと思うので、書きぶりでどう表現するかということだと思う。変更の余地があれば、そこも検討して欲しい。今もらった意見を踏まえて、最終的に事務局で取りまとめの案を作って欲しい。

(山田構成員)

- ・ 周波数オークションの導入目的のところ、オークションの払込金収入により、国の財政収入の増加といった効果を有するものとされているが、もう少し文章を弱めてもよいのではないか。私のイメージでは、「オークション収入は広く国民に還元することが可能である」くらいの表現でよいと思う。
- ・ 二つに目的を分けてかなり明示的な書き方をしているが、「ICTの振興など、広く国民に還元する」くらいの表現でもよいのではないか。

(三友座長)

- ・ ICTの振興も国民の利益への還元であると理解する。

(吉川構成員)

- ・ 今年の電波法改正で成立した周波数再編のスキームと、この懇談会で検討している周波数オークションの制度設計の整合性を考える必要がでてくるのではないか。二つの制度を併存させた場合、2回オークションしなければいけない。また、周波数再編のスキームでは既存事業者の移行費用の上限が仮に2100億円に張り付いた場合、2100億円が現金で既存事業者を支払われるわけではなく、最後は設備を提供するということになる。したがって、2100億円というのはバーチャルな数字であって、今検討しているオークションの制度と整合性が取れないのではないか。これは継続的課題として注意しておく必要がある。

(三友座長)

- ・ いただいた意見は明記したい。

(事務局)

- ・ 2100億円というのはあくまで当事者間で直接授受される金額の上限値なので、実際の移行費用が例えば1800億円で済んだとすれば、新規の周波数利用者が既存免許人に1800億円を支払うので、国に300億円入ってくる、あるいは余剰が生じるということではない。

(三友座長)

- ・ 構成員からの意見については、次回の資料に反映して欲しい。

(5) 閉会

- 次回の会合については、事務局から追って連絡することとなった。

以 上